

それでは、次に、今、電気料金の引上げがそれ
ぞれの地域で行われております。福島県始め東北
被災地の方からも、この電気料金に対する引上げ
についての据置き要請がかなり出ていると思
います。当然、これから被災地の復興のためには、
電力料金のこれは引上げというのは大変大きな負
担になっていくわけでありまして。

これらについて、復興大臣として、多分大臣も
陳情を受けられたと思います。そういう中で、被
災地における電力料金の据置きということにつ
いてどのようなお考えを持っているか、お聞かせ
いただきたいと思ひます。

○委員長(玉置一弥君) 佐藤経済産業……

○増子輝彦君 一、つちの、料金を決めることじ
やないから、据置きをすることについて大臣がど
う思っているかということを開きたい。

○委員長(玉置一弥君) 根本大臣。

○国務大臣(根本匠君) 今、引上げの申請をや
つて、経産省の方で受けていると思ひますが、私
も引き上げないのが一番いいと思ひます。しか
し、そこはできるだけ引上げの幅は抑制して
もらいたいと思ひます。

○増子輝彦君 今、ちょっとよく理解できな
かたんですが、引上げをすることは、私も十分、決
して思っていないけども。済みません、もう一
度お願いします。

○国務大臣(根本匠君) 今、電力料金の引上げが
申請されていますよね。申請されていますから、
私は、被災地を抱える立場としては、その引上げ
幅はできるだけ抑制してもらいたいと思ひて
おります。

○増子輝彦君 抑制をしてもらいたいということ
で、据置きをするというお考えはないということ
でいいんですね。

○国務大臣(根本匠君) その審査は今経産省が
やっております。私は、復興大臣の立場として
は、できるだけ引上げ幅はぐっと抑制してもら
いたいと思ひております。

○増子輝彦君 はい、分かりました。圧縮する

ぐらいのことですね。分かりました。
それでは次に、前回の委員会で田畑の賠償につ
いての質問をさせていただきました。非常にエネ
斤からも前向きな回答をいただきました。

今回、もう一つ、その後には実は出てくるのが森
林賠償なんですね。これ、避けて通れないよう
な気がいたしております。しかし、なかなかこれ
は大変難しい課題なんです。この森林賠償につ
いてどのようなお考えを持っているか、お聞かせ
いただきたいと思ひます。

○大臣政務官(佐藤ゆかり君) 増子委員にお答
え申し上げます。

森林につきましては、宅地と比べますと固定資
産税の評価におけますばらつきが多いというのが
問題でございます。そのために、宅地のように
固定資産税の評価額に一定の係数を乗じて評価を
するという方法では事故前の評価を適切に実態に
沿った形で評価できるかどうかという困難なケ
ースもございます。

したがって、現状、東京電力の方では、ま
ず、対象区域におきまして、森林の取引事例につ
いてまず福島県の不動産鑑定士協会に調査を依頼
しております。そして、同時に、森林組合にも話
を伺いまして、例えば、土地評価のみならず立
木の評価ですとか、そういった木そのものの評価
の実態把握にも努めているところと聞いておりま
す。

さらに、森林につきましては、宅地と異なりま
して、基本的には避難すべき被害者がそこにな
いということですから、あるいは業として森林を
活用していないケース、いわゆる雑木のままだ
まのケースもございまして、このようなことも踏
まえて、どのような考え方でどこまで適切
な賠償となるのか、そういったことも検討を行
っているところでございます。田畑と比べます
と若干その検討の結果までに時間が掛かるかと
考えております。

○増子輝彦君 大変難しい問題だと思ひますが、
当然この問題は必ずややってまいりますから、いい

制度設計ができるようによろしくお願ひを申し上
げたいと思ひます。
次に、原発被災地の農地についてちよつとお尋
ねをいたしたいと思ひます。

先ほど大臣も原発被災に苦しむそれぞれの地域
の、双葉郡のグラントデザインの話がございました
が、これからのいろいろな形の中で、インフラの整
備はもちろんのこと、帰町、帰村したときに営農
がどのような形でできるのかということも含め
て、極めてこれは重要な課題なんです。一次産
業が成り立たなければコミュニティは成り立た
ない、私はそういうふうにも思っているわけであ
ります。

この被災地、双葉郡全体の問題として、原発被
災地の農地利用について、今までは違った土地
利用を図るべきではないかと。一般的な農地の転
用ということではなくて、特に双葉郡の原発被災
地として大変厳しい状況の中で、これからしつ
かりと帰町、帰村していくという意思を持つて
いる方々のためにも、是非、原発被災町村の農地
について、今までは違った柔軟な利用ができるよ
うな制度ができないのか、転用ができないのか、
このことについてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(根本匠君) 委員の趣旨は農地の転用
でございます。

○増子輝彦君 転用と土地利用。
○国務大臣(根本匠君) 転用というのは農地以外
の、例えば宅地化するとか、そういうことであ
ります。

福島復興再生特措法、これについては、「農地
法その他の法令の規定による手続の円滑化その他
の措置を講ずるよう努めるものとする。」と六十
三条で書かれております。これを踏まえて福島の復
興及び再生を支援していく考えであります。

私も、福島県の場合は、これは農業県です
から、本当に安全で安心でおいしいものを作つて
いる。ですから、この農業の再生は私は極めて大
事だと思ひます。

原子力災害による被害を受けた地域の復興に際

しては、やはりまずは農地をどのように取り扱
うか、地元自治体において、地域としての、やはり
それぞれの地域の具体的な土地利用の在り方を決
めていくことが重要だと思ひます。その中で、地
権者等の意向も踏まえて、営農を再開するが、今
度も営農再開のための基金も福島県に基金として
基金化してありますが、あるいは復興のため他の用
途に利用するのかが、この辺についてはまず明ら
かにしていくことが必要だろうと私は思ひます。

復興庁としても、農林水産省と連携して、地元
自治体による土地利用の在り方の検討やあるいは
個別具体的な土地利用調整について、職員の出遣あ
るいは技術的な助言などの面で積極的に支援して
まいりたいと思ひます。

○増子輝彦君 是非、特に双葉郡内のこの農地の
利用の在り方について、より深掘りをして今後と
も検討していただきたいと思ひます。

次に、街角の年金相談センター福島というの
があるんです。これは社労士会が日本年金機構から
業務委託を受けているんですが、業務委託契約に
出張相談業務が入っていないため、なかなかこの
利用ができないという問題があるんです。是非こ
れを改善していただけないか。

○大臣政務官(とがしきなおみ君) お答えさせ
ていただきます。

出張相談の御要望いただいておりますので、今
は地域の実情に応じまして年金事務職員とともに
社労士の方々と一緒に出張相談、行わせていた
だいております。例えば、昨日、四月二十四日の
水曜日、出張相談、浪江町でも行わせていた
ございました。

ということで、声を掛けていただければ、こ
ちらの方、出張相談対応させていただきますので、
どうぞよろしくお願ひいたします。

○増子輝彦君 これ、県内各地でできるように、
被災者がもうそれがそそ全国に散らばっています
から、その出張相談ができるように、よりいいもの
に改善していただきたいと思ひます。

次に、福島県、やはり今、原発の収束の問題と